

# daily コラム

2024年12月16日(月)

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email [dailycolumn@m-m-i-g.com](mailto:dailycolumn@m-m-i-g.com)

## 交際費否認などの時 役員貸付金で合理的

### 交際費一部認容の地裁判決

交際費を巡る訴訟事件の東京地裁判決が令和5年5月12日にありました。これは、京橋税務署員による実地調査を受け、交際費計上した飲食等代金の一部が損金算入交際費に当たらないと指摘され、法人税等の修正申告書を提出した後に、その指摘された内容を不服として更正の請求をしたところ、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受け、その通知処分の取消しを求めて係争に及んだ事案でした。判決の結果は、納税者の主張の一部認容でした。

### 判決の事実認定によると

ところで、判決の認定事実によると、本件実地税務調査の結果、本件税務署員は、原告法人が支出した飲食等の代金のうちの交際費非該当金額が損金不算入であると指摘し、当該否認額相当額を原告代表者に対する貸付金として処理し、貸付金に係る受取利息の金額を所得計上して、修正申告するように促しています。また、税務署員は、金銭消費貸借契約書のひな型を持参交付し、原告納税者は、これを用いて金銭消費貸借契約書を作成し、これに押印し、併せて、税務署員の指示を踏まえて、金銭消費貸借契約書の内容に沿って議事録を作成し押印し

ています。

### 否認交際費は役員貸付金の合理性

判決は、この金銭消費貸借契約について、税務署員が本件否認額を原告代表者に対する貸付けとして振り替えるよう促したこと自体は、本件否認額が交際費に該当しない以上、これを原告法人代表者に対する役員給与とするか、そうでないのであれば原告代表者に対する役員貸付けになると解されるから、一定の合理性がある、とその契約成立の有効性を認定しています。

この判決では、交際費非該当の場合の振替税務処理について、役員給与や役員貸付金など複数存在するものとしており、それらの区別について触れておらず、どちらでも良いとの立場のようです。判決での税務署員は、貸付金処理に積極的でした。

### 給与課税は選択肢の一つ

役員給与だったら、損金不算入の上、所得税についても源泉徴収の対象となり、ダブルパンチになりますが、事後的に法人と役員との間で金銭消費貸借契約を締結するならば、否認費用は役員貸付金に税務振替えされるので、ダブルパンチにならなくて済みます。



税務調査での賞与課税を拒否する主張の根拠が出てきた。

## 補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

東京地方裁判所令和元年（行ウ）第607号更正しないとの通知処分取消請求事件（第1事件）、第614号更正しないとの通知処分取消請求事件（第2事件）（一部認容）（確定）

国側当事者・国（京橋税務署長）

令和5年5月12日判決

【飲食代金の交際費等該当性／中小法人損金算入特例における業務関連性の程度】

### 3 当裁判所の判断

#### 3 争点2（本件受取利息の金額を所得に計上することの要否）について

##### （1）認定事実

前記前提事実（4）ア及び前記1（6）の認定事実によれば、①本件実地調査の結果、本件職員らが、原告ら代表者が支出した飲食等の代金のうち交際費等に該当すると認めることができない金額（本件各否認額）については、損金の額に算入することができない旨指摘し、本件各否認額相当額を原告ら代表者に対する本件各貸付けとして処理し、本件各貸付けに係る本件受取利息の金額を所得として計上して、原告ら各事業年度について修正申告をするように促したこと、②原告ら代表者は、やむなく本件職員らの指摘に応じ本件各修正申告をすることとし、平成29年4月6日、本件応答記録書の内容を確認した上で、同日付け質問応答記録書に署名押印したこと、③原告ら代表者は、同日の本件実地調査の際に、本件担当者らが持参した金銭消費貸借契約書のひな型の交付を受け、これを用いて同年5月18日付けで本件各契約書を作成しこれに押印したこと、④併せて、原告ら代表者は、本件職員らの指示を踏まえて、本件各契約書の内容に沿って本件各議事録を作成し押印したことの各事実が認められる。

##### （2）本件各貸付けに係る金銭消費貸借契約の成否

上記認定事実に基づき検討するに、本件職員らが本件各否認額を原告ら代表者に対する貸付けとして振り替えるよう促したこと自体は、本件各否認額が交際費等に該当しない以上、これを原告ら代表者に対する役員給与とするか、そうでないのであれば原告ら代表者に対する役員貸付けになると解されることからすると、一定の合理性があるといえる。そして、原告ら代表者は、本件職員らの指示に応じて、合理的な貸付金の処理を行うために自ら本件各契約書及び本件各議事録を作成したものであるから、これらによれば、原告らと原告ら代表者との間で、本件各貸付けも含めた原告ら各事業年度の末日における貸付金額を基礎として、金銭消費貸借契約が締結されたと認めすることができる。このことは、原告ら代表者が、本件各支出がされた時点において、

原告らから現実に本件各否認額相当額の貸付けを受けたという認識がなく、本件実地調査において本件職員らから貸付金として処理をするよう促され、やむなくこれに応じたものであったとしても、何ら変わりはない。

そうすると、原告らと原告ら代表者との間では、本件各貸付けに係る金銭消費貸借契約が成立したと認められるというべきである。

したがって、本件各貸付けに係る金銭消費貸借契約が成立していないことを前提に、原告ら各事業年度の所得の金額が過大であるとの原告らの主張は採用することができない。

##### （4）原告らの主張について

ア これに対し、原告らは、本件実地調査を行った本件職員らから言われるがままに、真実は原告らと原告ら代表者との間で本件各貸付けに係る金銭消費貸借契約が締結された事実がないにもかかわらず、本件各否認額相当額を原告らから原告ら代表者に対する本件各貸付金額として取り扱い、本件受取利息を原告らの所得の金額として計上し本件各修正申告をした旨主張する。

しかしながら、前記（2）に説示したとおり、本件職員らが本件各否認額相当額を原告ら代表者に対する貸付けとして処理するよう促したことには合理性があるといえるべきであり、原告ら代表者が、本件各支出がされた時点において、原告らから現実に貸付けを受けたという認識がなく、本件実地調査において本件職員らから貸付金として処理をするよう促されたことを踏まえてやむなくこれに応じたものであったとしても、前記認定判断は左右されない。

イ また、原告ら代表者は、平成29年4月6日の本件実地調査の際に、本件職員らに威迫されて無理やり本件各契約書を作成させられたかのような供述をする。しかし、同日の本件実地調査の際に、本件職員らが原告ら代表者に対し、金銭消費貸借契約書のひな型を持参し、これを交付したことが認められるが、原告ら代表者がこれを用いて本件各契約書を作成したのは、同日から1か月以上経過した同年5月18日であること、同年4月6日の本件実地調査には■■税理士も立ち会っていたが、■■税理士が本件職員らの行った処理について特段発言することなどはなく、このような処理を問題視していなかったことなどの事実が認められる。これらの事情に照らすと、原告ら代表者が本件職員らに威迫されて無理やり本件各契約書を作成させられたものであり、本件各契約書の記載内容に信用性がないということではできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。